



採用に関連して社員や自社と取引のある関係者の紹介状があることを条件として募集を限定してもよいか

A

法的には可能である

1 労働者の募集

労働者の募集とは、労働者を雇用しようとする者が自らまたは他人に委託して、労働者になろうとする者に対して、その被用者となることを勧誘することをいいます（職安法4条5項）。

2 労働者の募集に当たっての法規制

もともと、労働者の募集に際しての方法等については一定の法規制があります。以下、ご質問に関連するものを列挙します。

1 年齢

労働者の募集および採用については、その年齢に関わりなく均等な機会を与えなければならないとされています（雇対法10条。厚生労働省令で定められた事由により、合理的な理由があって例外的に年齢制限が認められる場合〔図表1-19〕に相当するものでなければ年齢制限はできません。例外的に年齢制限を設ける場合には、高年齢者雇用安定法20条によって、その理由を書面や電子媒体により求職者などに提示することが義務づけられています）。

また、上記に加えて、努力義務ではありますが、青少年の募集および採用に当たって、その有する能力を正当に評価するための募集および採